

東松山市学校施設包括管理業務委託仕様書（案）

第1章 総則

1 業務の目的

東松山市学校施設包括管理業務（以下「本業務」という。）は、東松山市（以下「発注者」という。）が保有する学校施設に係る保守管理業務や修繕業務等を包括的に委託することで、民間のノウハウを活用し、施設管理水準の統一、質の適正化及び業務の効率化を図り、更なる学校施設の適切な管理運営につなげることを目的とする。

2 委託期間

本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

3 対象施設及び対象業務

（1）対象施設等

発注者が保有する業務対象施設一覧（別紙1）及び業務対象施設位置図（別紙2）に定める学校施設（以下「対象施設」という。）なお、施設敷地内の外構、遊具等も対象とする。

（2）対象業務

① 保守管理業務等一覧表（別紙3）のとおり

② その他

ア 予算要求に伴う支援

受注者は、対象施設の監督職員又は施設管理職員が130万円を超える工事等に係る次年度以降の予算要求を行う際には、工事発注内容等の精査について協力を行うこと。

イ 追加サービスの実施

受注者は、本業務に係る公募型プロポーザルにおいて提案した追加サービスについて、発注者との協議を経て決定した内容に基づき、本業務の一部として実施する。

4 市担当者

本仕様書において、次の各号に掲げる市担当者の区分は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 総括監督員 本業務の総括管理を担当する所管課の課長をいう。

② 施設管理担当者 施設の管理を担当する所管課の担当職員をいう。

5 受注者担当者

- (1) 本仕様書において、次の各号に掲げる受注者担当者の区分は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 総括責任者 本業務について総合的に把握し、各業務責任者及び業務従事者に対する総括的な指揮及び監督を行う者をいう。
 - ② 業務責任者 総括責任者の総括的な指揮及び監督の下、それぞれ担当業務に関し、業務従事者に対する指揮及び監督を行う者（受注者が、第6項の規定に基づき、業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）する場合においては、再委託の相手方（以下「再委託先」という。）に所属する者を含む。）をいう。
 - ③ 業務従事者 総括責任者の総括的な指揮及び監督並びに業務責任者の指揮及び監督の下、それぞれの担当業務に従事する者（受注者が、第6項の規定に基づき、業務の一部を再委託する場合においては、再委託先に所属する者を含む。）をいう。
- (2) 受注者は、ビルマネジメント等の業務の監督を行う実務経験を5年以上又は同等の実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を総括責任者として定め、本業務の開始前に発注者に届け出ること。総括責任者を変更する場合も同様とする。
- (3) 受注者は、各業務に関して関係法令及び本仕様書に定められた資格等を有する者を業務責任者として定め、各業務の開始前に発注者に届け出ること。業務責任者を変更する場合も同様とする。なお、業務に支障を来さない範囲で、複数の業務及び施設の業務責任者を兼ねること、及び、総括責任者と業務責任者を兼ねることを妨げない。

6 一般事項

- (1) 受注者は、本業務を的確に行うため、適正な人員を配置し、業務全般の進行管理を行うとともに、協議事項が発生した場合には適切に対応するなど、総合的な管理を責任もって自主的、計画的かつ積極的に行う。
- (2) 本仕様書は、本業務の大要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の附属品等の点検や業務の性質上、受注者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受注者が実施する。
- (3) 受注者は、複数施設、複数業務を管理するメリットをいかし、業務品質の向上及び業務の効率化のための工夫を積極的に行う。
- (4) 本業務の履行確認は、原則として報告書等の文書による。なお、業務完了後では確認できない場合等は、必要に応じて写真等の提出を行う。
- (5) 本業務の実施により生じた撤去品等の取扱いについては、施設管理担当者の指示に従う。
- (6) 本業務の実施により生じた廃材、廃油等の処分は受注者の負担とし、適正に

処分を行う。

(7) 本業務上知り得た建物その他全ての情報は、他に漏らしてはならない。

(8) 本業務の対象設備等の種別・数量について、本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受注者は速やかに総括監督員へ報告する。

7 関係法令に基づく手続等

(1) 受注者は本業務の実施に当たり、関係法令を遵守する。また、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、発注者に報告する。

(2) 本業務の実施に伴って必要な官公庁、その他関係機関への手続は、受注者が自らの負担において行う。

(3) 本業務の対象施設に対して関係法令等に基づく立入検査等が実施される場合、受注者は、施設所管課からの要請があれば、当該検査等に立ち会う。

8 再委託の承認

(1) 受注者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受注者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。なお、再委託する場合であっても、業務・管理等の水準が現行を下回らないようにすること。

(2) 受注者は、前項の規定に基づき、発注者の承認を求める場合は、再委託の相手方及び内容、再委託の相手方に提供する情報、その他再委託の相手方の管理方法等を書面により発注者へ提出しなければならない。

9 使用機材等の調達

受注者は、本業務の実施に必要な計器、工具、仮設材、養生材及び記録用紙等事務消耗品を自らの負担で調達するものとする。

10 資料の貸与

(1) 発注者は、受注者が施設の概要を把握するために必要となる図面、その他資料について貸与の申し出があった場合、施設の管理上支障のない範囲において資料を貸与する。

(2) 受注者は、貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、損傷等のないように注意するものとする。また、本業務の内容については、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。

11 施設の利用

(1) 受注者は、本業務の実施に必要な範囲において、対象施設を利用できるものと

する。この場合において必要となる光熱水費は、発注者が負担する。

(2) 発注者は、受注者に対して、本業務の実施に必要な事務スペース（市総合会館2階事務スペースの一部）を無償提供し、また、市役所駐車場の利用を認めるものとする。

(3) 業務に係る備品、インターネット回線の整備等の調達は、受注者の負担とする。

1.2 委託料等の支払

(1) 本業務に係る委託料（修繕業務に係る費用は除く）の支払は、均等分割による事後払いとする。

(2) 委託料のうち、「修繕業務」に係る費用については、実績に基づく実績払いとする。なお、支払回数及び時期（各月払い、四半期払いなど）については受注者と協議の上、定める。

(3) 受注者が、業務の一部を実施しなかった場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を業務委託料から減額することができるものとする。

1.3 業務実施計画書及び報告書等の提出

受注者は、対象業務ごとの業務フローを作成するとともに、実施体制、緊急連絡先、作業工程等本業務の運営に必要な設計を行い、業務実施計画書を提出するものとする。なお、当該業務フロー等に変更が生じた場合は、適宜修正し、発注者に提出するものとする。

また、受注者は、本業務の業務報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

1.4 管理情報の共有

受注者が作成した業務実施に関する計画書、日報・月報、各作業報告書、不具合・故障履歴等について、総括監督員及び施設管理担当者がいつでも確認できるようにすること。

1.5 契約終了後の業務の引継ぎ

(1) 受注者は本契約が終了した場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）は、本業務に関し、供用を受けた施設、機器、資料等を遅滞なく、発注者に返還しなければならない。なお、供用を受けたものについて、滅失・損傷等が生じた場合は、受注者は、その損害を賠償するとともに、施設については、受注者の負担において原状に回復するものとする。

(2) 本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受注者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。その際、発注者及び次期受注者からの資料等の請求は、受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると発注者が認めた場合を除き、全て応じるもの

とする。

- (3) 次期受注者から、業務引継ぎに係る端末操作研修などの依頼があった場合は、受注者と次期受注者が協議を行い、合理的な範囲で、事務計画を立案し、業務に支障を来さないよう責任をもって対応すること。

また、契約終了時に受注者が処理途中であるものが発生した場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期受注者が速やかに業務を遂行できるようにすること。なお、発注者が引継ぎ未完了と認めた場合は、契約終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。発注者は、受注者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受注者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

- (4) 発注者は、受注者が本業務の継続的な遂行が困難となったことを理由に契約を解除した場合で、当該解除の時点において成果物などが発注者に業務引継ぎができる状態に至っていないときは、受注者に対して、当該成果物などの引渡しに代えて、損害の賠償を求めることができる。

1.6 市内業者等の活用及び育成

受注者は本業務の実施に当たり、再委託の相手方に市の地域経済の発展や地域貢献の観点から、市内業者（市内に本店又は営業所を有する業者）を発注率、金額において現行水準と同等程度の条件で活用するとともに、技術力、経営基盤等の向上の支援に努める。

また、受注者は再委託先を市内業者から市外業者へ変更する場合は、事前に市に報告、承諾を得ること。

1.7 施設管理能力の向上

受注者は、対象施設の各学校担当者が施設の点検を日常的又は定期的に行うことで事故を未然に防止するための施設点検マニュアルを作成し、各学校担当者の点検に対する意識や能力の向上を図る。

また、各学校担当者のほか、市職員に対しても研修などを通じて施設維持管理などに関する能力の向上を図る。

1.8 協議等

- (1) 本業務の実施について、疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 年度ごとの業務内容その他本業務の詳細（対象施設、点検頻度等）について、施設特性を踏まえた必要水準を満たす仕様の提案等を受け、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

第2章 作業一般事項

1 作業の打合せ

受注者は、「第3章 業務内容」に記載された点検項目に基づき、あらかじめ施設管理担当者と作業の日時や内容について十分な打合せの上、実施する。

2 作業の周知

作業に際し、当該施設の機能の一部又は全部の停止が必要な場合は、1か月前までに施設管理担当者に連絡する。また、施設管理担当者からの要望により、施設関係者への周知が必要な場合は、別途、周知を行う。

3 作業時の服装、言動等

作業を行う者は、服装、作業態度及び言動等に注意するとともに、作業関係者であることが分かるように、必要に応じて、腕章又は胸章を着用する。

4 作業中の標識等

作業の実施に当たり、要所に作業中であることを標識等の掲示により周知するとともに、必要に応じ立入防護柵を設けるなどにより安全を確保する。

5 作業用車両等

作業の実施に当たり、敷地内に車両を駐車する場合は、あらかじめ許可を受けるとともに、作業用車両であることを表示する。

6 事故防止等

- (1) 作業の実施に当たり、火災・盗難・事故の防止に心掛ける。
- (2) 児童・生徒、教職員、施設関係者、建物、電気、機械、衛生設備、通行車両、備品、本施設内の各電算機器等及び近隣施設に対して、危害又は損害を与えないように十分留意する。

7 安全及び衛生

- (1) 作業の実施に当たり、関係法令に基づいて適切な安全及び衛生の管理を行う。
- (2) 作業着手前のミーティング、作業中標識の掲出、危険予知訓練等を実施し、火災、感電、転落、衝突、酸欠等の事故の防止を全ての業務担当者に徹底する。

8 整理・整頓

常に諸機材その他の整理、整頓を心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清掃を行う。

第3章 業務内容

1 保守管理業務

(1)(2) 害虫防除業務

対象校	全校
業務概要	①チャドクガ等害虫の薬剤散布 ②アメリカシロヒトリ等の発生を抑えるため、学校内全てのサクラへの薬剤散布
頻度	①発生状況に応じて実施 ②年1回
その他	・環境や人体への影響を考慮し、薬剤の散布量は最小限に留めるものとする。 ・作業は、受注者担当者及び各学校職員立会いの下で行う。

(3)(5) プール循環装置（珪藻土式）保守点検業務

対象校	松二小、野本小、青鳥小、新宿小、松山中
業務概要	①プール授業期間前の機器整備及びフィルターの清掃 ②プール授業期間後の機器整備及びフィルターの清掃
頻度	①年1回 ②年1回
その他	・令和7年度以降の民営プールを活用した授業への移行を検討中である。

(4)(6) プール循環装置（砂式）保守点検業務

対象校	高坂小、市の川小、南中、北中
業務概要	①プール授業期間前の器整備及びフィルターの清掃 ②プール授業期間後の機器整備及びフィルターの清掃
頻度	①年1回 ②年1回
その他	・令和7年度以降の民営プールを活用した授業への移行を検討中である。

(7) (8) 受水槽等点検・清掃業務

対象校	野本小以外の学校
業務概要	①受水槽・高架水槽の点検及び水質検査 ②受水槽・高架水槽の清掃、消毒、その他必要箇所の点検整備、部品の交換、水質検査、残材の場外搬出処分 ③簡易専用水道の検査 ④メーカーによる加圧装置の点検 (松二小、大岡小、高坂小、白山中のみ)
頻度	①月1回 ②年1回 ③年1回 ④年1回

(9) (10) 浄化槽清掃等業務

対象校	松二小、大岡小、唐子小、野本小、市の川小、青鳥小、南中、北中
業務概要	水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例等に基づく排水基準、水質検査（PH、BOD、SS、大腸菌群数等）及び浄化槽法第11条検査等を実施 ①保守点検 ②清掃 ③水質検査 ④浄化槽法第11条検査
頻度	①松二小（校舎）：週1回 松二小（グラウンド）：3か月に1回 大岡小：週1回 唐子小：週1回 野本小：2週間に1回 市の川小：週1回 青鳥小：週1回 南中：週1回 北中：週1回 ②年1回 ③年4回（松二小（グラウンド）のみ年1回） ④年1回
その他	・水質検査及び浄化槽法第11条検査に係る費用は受注者負担とする。

(1 1) (1 2) 消防設備等保守点検業務

対象校	全校
業務概要	①消防法に基づく消防用設備等の点検 ②設備等不具合発生時の対応 ③消防長への報告
頻度	①年 2 回 ②随時 ③年 1 回
その他	・点検は一般社団法人埼玉県消防設備協会による消防用設備等点検済表示登録会員が行い、その証として規定の点検済票を貼付する。

(1 3) (1 5) 自家用電気工作物保安業務

対象校	松一小以外の学校
業務概要	①自家用電気工作物の巡視、点検及び試験等 ②施設を全停電し、設備の詳細の試験検査 ③プール設備の動力制御盤は、プール授業期間前に、点検及び試験を実施（松二小、野本小、青鳥小、新宿小、高坂小、市の川小、松山中、南中、北中のみ）
頻度	①絶縁監視装置付：2 か月に 1 回 ・絶縁監視装置未設置：月 1 回 ②年 1 回 ③年 1 回
その他	・市の川小学校太陽光発電設備は、停電時自動復旧が行われなため、絶縁監視装置等、停電を即座に感知できるものを設置することとし、停電の場合には、手動による復旧を行うこと。 ・令和 7 年度以降の民営プールを活用した授業への移行を検討中である。

(1 4) 自家用電気工作物保安業務

対象校	松一小
業務概要	①自家用電気工作物の巡視、点検及び試験等（需要設備月次点検） ②太陽光発電設備の点検 ③需要設備及び太陽光発電設備の年次点検
頻度	①月 1 回以上 ②原則年 4 回以上 ③年 1 回

(16)～(19) GHPエアコン点検業務

対象校	新明小・桜山小・松山中・東中
業務概要	①作動点検
頻度	①年1回
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に則り実施。 ・機器の正常な運転に支障があると学校が認め通報があったときは、速やかに対応すること。

(20)(21) フロン排出抑制法定期点検等業務

対象校	全校
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ①空調機のフロン排出抑制法に基づく定期点検 ②室内機のフィルター清掃 ③記録簿の整備
頻度	①～③3年に1回
その他	・①は新明小・桜山小・松山中以外の学校

(22)(23) 自動ドア保守点検業務

対象校	南中
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ①校舎及び体育館出入口自動ドアの点検 ②体育館多目的トイレ自動ドアの点検
頻度	<ul style="list-style-type: none"> ①3か月に1回 ②6か月に1回
その他	・対象設備の誤作動や不具合の連絡を受けた場合は、速やかに状況を確認し、必要な対応を実施すること。

(24)(28) 昇降機保守点検業務

対象校	松一小・松二小・唐子小・野本小・市の川小・青鳥小・新宿小・桜山小・松山中・東中・北中・白山中
業務概要	①学校給食用昇降機の点検、調整、給油等
頻度	①月に1回（8月は除く）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第12条の規定に基づく検査・報告を含む。 ・桜山小は2台

(25)(26)(29)(30) エレベーター保守点検業務

対象校	高坂小・大岡小・新明小・東中・北中・南中
業務概要	①点検・整備・修理・部品の交換等 ②建築基準法第12条の規定に基づく検査・報告
頻度	①月1回（現地点検） ②年1回
その他	・点検は、リモート点検による遠隔監視も実施すること。

(27) 車いす用斜行型段差解消機保守点検業務

対象校	高坂小
業務概要	①正常な機能保全を目的とし、点検・調整・給油及び清掃（消耗品の交換及び軽微な修理等を含む）
頻度	①年6回（うち1回は建築基準法に基づく法定検査を行い、所轄行政庁に検査報告書を提出）

(31)～(33) 警備業務

対象校	全校
業務概要	①警備を機械警備により実施（火災・盗難等の異常） ②事故確知等した際の関係先への通報・連絡・報告 ③警備実施報告書の提出
頻度	①常時 ②随時 ③月1回（事故や異常箇所等は必要に応じて提出）

(34)(35) 便器配管等清掃業務

対象校	全校
業務概要	①便器及び配管等に付着した尿石・水垢等を専用薬剤等により除去・清掃、排水状態が悪い箇所は高圧洗浄等によりつまりを解消
実施頻度	①年1回

(36) 校内除草業務

対象校	桜山小
業務概要	①校地内の外周斜面における樹木の下等の草刈り、片付け・運搬処分
頻度	①年1回
その他	・除草剤等の薬品は使用しないこと。 ・自走式草刈粉砕機等で草の粉砕が可能な箇所は事前に協議の上、片付け及び運搬処分は不要

(37) (38) 校庭等防塵用塩化カルシウム散布業務

対象校	東中・松山中・南中・北中・白山中
業務概要	①校庭及び南中・北中・白山中テニスコートに、防塵及び凍結防止のため塩化カルシウムを散布し、散布後に散水
頻度	①東中は年2回、東中以外は年1回

(39) (40) 建築物定期点検業務

対象校	全校
業務概要	①建築物の定期点検（建築基準法第12条第1項の規定に基づく検査と同等の点検） ②点検結果に基づき、緊急度及び優先順位を付して修繕又は更新方法を提案
頻度	予定校 （令和7年度）高坂小、新明小、新宿小、南中、東中、北中 （令和8年度）大岡小、唐子小、野本小、青鳥小、松山中 （令和9年度）松一小、松二小、市の川小、桜山小、白山中 以降、この順番で繰り返して実施

(41) (42) 工作物健全度調査

対象校	全校
業務概要	①工作物の点検（フェンス、門、防球ネット等） ②点検結果に基づき、緊急度及び優先順位を付して修繕又は更新方法を提案
頻度	(39) (40) 建築物定期点検業務と同年度に実施

(43) (44) 遊具等点検業務

対象校	全校
業務概要	①遊具等の定期点検（遊具、鉄棒、サッカーゴール等） ②点検結果に基づき、緊急度及び優先順位を付して修繕又は更新方法を提案
頻度	(39) (40) 建築物定期点検業務と同年度に実施
その他	・(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に記載の定期点検表及び特別定期点検表で示す項目について実施すること。

(45) ~ (48) 樹木剪定伐採業務・剪定等対象樹木確認業務

対象校	全校
業務概要	①学校敷地内における樹木の管理 ②枯損や折れ枝のおそれのある樹木の剪定、伐採 ③樹木医による樹木診断
頻度	①②随時 ③3年に1回（令和5年度実施済）
その他	・樹木の種類に応じて、適切な時期に実施。ただし、倒伏のおそれがある等危険と判断される場合は緊急的に実施すること。 ・南中学校遊歩道の樹木の剪定及び伐採は、毎年10月に実施すること。

(49) (50) 漏水調査業務

対象校	全校
業務概要	①漏水が疑われる場合に調査を実施
頻度	①随時

(51) ~ (56) 廃棄薬品・廃棄物処理業務

対象校	全校
業務概要	①廃棄物の収集、運搬及び処分 ②家庭用電気器具の収集、運搬及び処分 ③薬品廃棄物の収集、運搬及び処分
頻度	①②年1回 ③3年に1回（令和4年度実施済）
その他	・処分の際は、廃棄物処理法等関連法令及び特定家庭用機器再商品化法を遵守すること。 ・引き渡しは、各学校職員の立会いのもと実施

(57)(58) 計量器検査業務

対象校	全校
業務概要	①健康診断等に使用する計量器（体重計）について、計量法に基づく定期検査の受検、検査に係る調査等の取りまとめ及び報告
頻度	①2年に1回（点検年は県が指定）

(59)(60) 廃棄消火器処理業務

対象校	全校
業務概要	①使用期限を迎える消火器の廃棄及び新規消火器の設置
頻度	②廃棄する必要がある際に随時
その他	・使用期限経過前に廃棄し、新規消火器を設置すること

(61)(62) 蜂の巣除去業務

対象校	全校
業務概要	①学校敷地内でスズメバチ等の営巣により被害が懸念される場合に駆除を実施
頻度	②駆除する必要がある際に随時

(63)(64) トリハロメタン検査業務

対象校	松二小、高坂小、市の川小、野本小、青鳥小、新宿小、松山中、南中、北中
業務概要	①プール授業期間前のプールの水質検査（トリハロメタン検査）
頻度	①年1回
その他	・令和7年度以降の民営プールを活用した授業への移行を検討中である。

(65)(66) ホルムアルデヒド等検査業務

対象校	全校
業務概要	①室内環境検査によるホルムアルデヒド等検査を実施
頻度	①年1回

(67)(68) 飲料水検査業務

対象校	全校
業務概要	①学校薬剤師による飲料水試験検査
頻度	①年1回

(69) 小動物診察業務

対象校	小学校全校
業務概要	①学校で飼育する小動物の診察
頻度	①診察する必要がある際に随時

(70) 階段昇降機等検査業務

対象校	桜山小、松中、白山中
業務概要	①可搬型階段昇降機のメーカー点検
頻度	①年1回
その他	・使用している、又は、使用する予定がある場合のみ点検すること。

(71) (72) 聴力測定器検査業務

対象校	全校
業務概要	①オージオメータの検査(校正)
頻度	①年1回
その他	・検査方法はメーカーによる校正又は日本品質保証機構(JQA)による校正とする。

(73) ~ (76) 備品修理診断業務

対象校	全校
業務概要	①備品及び設備等故障に伴う点検
頻度	①点検する必要がある際に随時

2 修繕業務

業務概要	<p>(1) 各学校において、建築物及び設備等が破損・故障等した場合は修繕すること。なお、本業務の対象となる修繕は1件当たり130万円以下のものとする。 (遊具、体育設備、学校敷地内の工作物等を含む)</p> <p>(2) 修繕の履歴については、管理簿等において管理すること。修繕をする必要があると判断した場合には、事前に発注者に確認した上で実施すること。</p> <p>(3) 施設に設置している備品及び小規模家電等（仕様書等に定めがあるものは除く）は、対象外とする。</p>
------	---

3 巡回点検業務

業務概要	<p>(1) 定期的に施設を巡回し、施設の状況を点検（以下、巡回点検という。）すること。</p> <p>(2) 巡回点検により確認した破損又は故障等の不具合箇所については、次に掲げる軽微な補修を行うことで、当面の間、機能が維持できる場合は、受注者の負担で補修すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃② 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整③ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め④ 潤滑油、グリス、充填油等の補充⑤ 接触部分、回転部分等への注油⑥ 軽微な損傷がある部分の補修（交換部品を除く）⑦ 塗装（タッチペイント程度）⑧ 給排水設備に関連するパッキンの交換⑨ その他これらに類する軽易な作業 <p>(3) 巡回点検を実施したときは、点検結果及び補修内容について報告書を発注者に提出すること。</p> <p>(4) 民営プールを活用した授業へ移行した対象校のプール施設については、安全管理上の点検をすること。</p> <p>(5) 巡回点検の点検結果に基づき、点検結果から、緊急度及び優先順位を付して修繕又は更新方法の提案と概算金額を報告すること。</p>
------	---

4 不具合への対応業務

業務概要	<p>(1) 受注者は、業務の対象となる施設の建築物及び設備等の不具合について、発注者からの連絡を受けた場合は、速やかに作業員等を現地に派遣すること。</p> <p>(2) 受注者において、設備等に発生した不具合の原因が特定できない場合は、原則として、速やかにメーカーから作業員等を派遣させなければならない。この場合、メーカー作業員等の派遣に伴う費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(3) 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をとるとともに、二次災害の防止に努めること。なお、経緯等については、対応後に発注者に報告するものとする。</p>
------	--

業務対象施設一覧

施設名	施設所在	建物名	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	
			学校種別	建物用途				西暦	和暦
松山第一小学校	東松山市 松葉町 1-1-16	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,324	1989	H元
		普通教室棟（高置水槽置場）	小学校	校舎	S	1	41	1989	H元
		管理棟	小学校	校舎	RC	2	1,335	1989	H元
		特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,302	1989	H元
		渡り廊下（普通教室棟・管理棟間）	小学校	校舎	S	2	51	1989	H元
		渡り廊下（管理棟・特別教室棟間）	小学校	校舎	S	2	36	1989	H元
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	2	1,037	1989	H元
松山第二小学校	東松山市 東平 519-1	特別・普通教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,193	1978	S53
		管理・普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	3,127	1987	S62
		図書室4㎡	小学校	校舎	S	1	4	1999	H11
		給食受室	小学校	校舎	S	1	15	2000	H12
		普通教室棟（北側）	小学校	校舎	RC	2	963	1990	H2
		渡り廊下（管理・普通教室棟、普通教室棟（北側）間）	小学校	校舎	RC	2	35	1990	H2
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	954	1992	H4
		屋内運動場・エントランス棟	小学校	体育館	RC	1	178	2012	H24
大岡小学校	東松山市 大谷3699	普通・特別教室棟	小学校	校舎	RC	3	1,204	1978	S53
		普通・特別教室棟	小学校	校舎	RC	3	696	1978	S53
		普通・特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	1	1986	S61
		昇降口	小学校	校舎	RC	2	62	1978	S53
		特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	96	1986	S61
		特別教室棟	小学校	校舎	S	2	35	1986	S61
		管理・特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	644	1986	S61
		コンピュータ教室	小学校	校舎	RC	2	88	1999	H11
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	1,030	2003	H15
		エレベーター棟	小学校	校舎	S	3	49	2014	H26
		普通・特別教室棟（スロープ部）	小学校	校舎	S	1	26	2014	H26
唐子小学校	東松山市 新郷642	普通教室棟（東側部分）	小学校	校舎	RC	3	873	1976	S51
		普通教室棟（中央部分）	小学校	校舎	RC	3	511	1977	S52
		普通教室棟（西側部分）	小学校	校舎	RC	3	798	1977	S52
		昇降口	小学校	校舎	RC	1	171	1983	S58
		渡り廊下	小学校	校舎	RC	2	60	1983	S58
		管理特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,629	1983	S58
		普通教室棟（西側増築棟）	小学校	校舎	RC	3	280	1989	H元
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	1,095	1997	H9
高坂小学校	東松山市 高坂1179	屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	1,070	2007	H19
		校舎	小学校	校舎	RC	3	6,745	2010	H22
		校舎（増築部）	小学校	校舎	RC	3	128	2016	H28

施設名	施設所在	建物名	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	
			学校種別	建物用途				西暦	和暦
野本小学校	東松山市 下野本 650-2	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	1,996	1968	S43
		普通教室・管理棟	小学校	校舎	RC	2	1,338	1970	S45
		シャワー室	小学校	校舎	S	1	5	2000	H12
		普通教室棟（増築棟）	小学校	校舎	RC	3	276	1978	S53
		給食受室	小学校	校舎	S	1	17	2000	H12
		昇降口	小学校	校舎	RC	2	281	1993	H5
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	1,053	1999	H11
新明小学校	東松山市 御茶山町7-1	屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	999	1995	H7
		校舎	小学校	校舎	RC	3	7,422	2006	H18
市の川 小学校	東松山市 市ノ川30	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,740	1975	S50
		管理・特別教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,337	1976	S51
		屋内運動場	小学校	体育館	S	1	795	1976	S51
		便所	小学校	体育館	S	1	12	1976	S51
		渡り廊下	小学校	校舎	S	2	51	1976	S51
		西側昇降口	小学校	校舎	S	2	225	1993	H5
		東側昇降口	小学校	校舎	S	1	135	1994	H6
青鳥小学校	東松山市 石橋 1150-1	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,493	1981	S56
		昇降口	小学校	校舎	RC	3	553	1981	S56
		管理特別教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,385	1981	S56
		図書室棟	小学校	校舎	RC	1	206	1981	S56
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	851	1982	S57
新宿小学校	東松山市 新宿町14	管理特別普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	4,501	1982	S57
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	928	1983	S58
		普通教室棟（増築棟）	小学校	校舎	RC	3	658	1990	H2
桜山小学校	東松山市 桜山台5	管理・特別・普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	3,185	1983	S58
		屋内運動場	小学校	体育館	RC	1	850	1984	S59
		普通教室棟（1期増築棟）	小学校	校舎	RC	3	1,075	1987	S62
		普通教室棟（2期増築棟）	小学校	校舎	RC	3	716	1989	H元

施設名	施設所在	建物名	用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	
			学校種別	建物用途				西暦	和暦
松山中学校	東松山市 松葉町 2-6-11	普通・特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	2,014	1971	S46
		普通・特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	1,510	1971	S46
		渡り廊下	中学校	校舎	RC	2	114	1980	S55
		屋内運動場	中学校	体育館	S	2	1,667	2002	H14
		管理特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	1,978	1980	S55
		特別教室棟（増築棟）	中学校	校舎	RC	3	445	1988	S63
		武道場	中学校	武道場	RC	1	581	2003	H15
		給食受室	中学校	校舎	S	1	24	2000	H12
南中学校	東松山市 石橋330	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	1,666	2000	H12
		校舎	中学校	校舎	RC	3	7,242	2001	H13
		渡り廊下	中学校	校舎	S	2	45	2001	H13
		武道場	中学校	武道場	S	1	436	2001	H13
東中学校	東松山市 六反町4	普通教室棟	中学校	校舎	RC	3	2,768	1977	S52
		給食受室（増築分）	中学校	校舎	S	1	16	2000	H12
		管理・特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	1,210	1978	S53
		特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	2,178	1978	S53
		屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	1,644	1978	S53
		普通教室棟（増築棟）	中学校	校舎	RC	3	252	1989	H元
		武道場	中学校	武道場	S	1	435	1993	H5
		エレベーター棟	中学校	校舎	S	3	48	2013	H25
北中学校	東松山市 松山 1895-2	普通教室棟	中学校	校舎	RC	4	1,954	1982	S57
		給食受室（増築分）	中学校	校舎	S	1	3	2000	H12
		屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	1,582	1983	S58
		普通教室棟（増築棟）	中学校	校舎	RC	4	476	1991	H3
		武道場	中学校	武道場	S	1	399	1992	H4
		管理・特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	3,577	1982	S57
		エレベーター棟	中学校	校舎	S	4	50	2015	H27
		白山中学校	東松山市 白山台17	管理・特別教室棟	中学校	校舎	RC	2	1,896
管理・特別教室棟（体育用具室）	中学校			校舎	RC	1	108	1989	H元
普通教室棟	中学校			校舎	RC	4	1,404	1984	S59
多目的スペース（1階部分）	中学校			校舎	RC	1	209	1989	H元
屋内運動場	中学校			体育館	RC	2	1,343	1985	S60
地域・学校連携施設	中学校			体育館	RC	2	271	1985	S60
屋内運動場（渡り廊下）	中学校			体育館	RC	2	6	1985	S60
特別・普通教室棟	中学校			校舎	RC	4	1,235	1989	H元
特別・普通教室棟	中学校			校舎	RC	4	511	1989	H元
武道場	中学校			武道場	S	1	434	1994	H6

※東松山市ホームページ 東松山市立小・中学校の一覧
<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/50/3430.html>

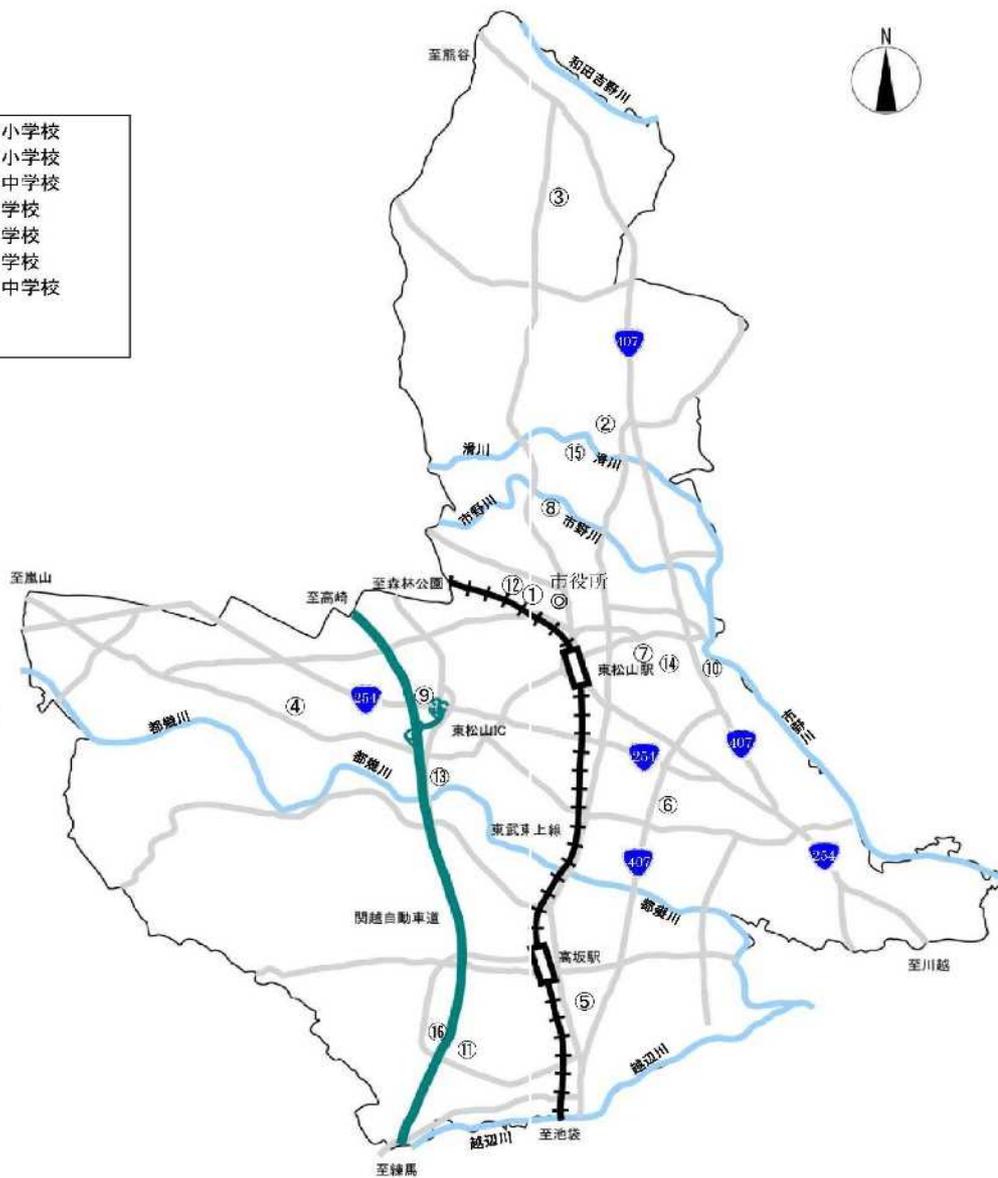


業務対象施設位置図

学校案内図

◆ 学校施設等

- | | |
|----------|--------|
| ①松山第一小学校 | ⑩新宿小学校 |
| ②松山第二小学校 | ⑪桜山小学校 |
| ③大岡小学校 | ⑫松山中学校 |
| ④唐子小学校 | ⑬南中学校 |
| ⑤高坂小学校 | ⑭東中学校 |
| ⑥野本小学校 | ⑮北中学校 |
| ⑦新明小学校 | ⑯白山中学校 |
| ⑧市の川小学校 | |
| ⑨青鳥小学校 | |



保守管理業務等一覧表

No.	業務名
1	小学校害虫防除業務
2	中学校害虫防除業務
3	小学校プール循環装置（珪藻土式）保守点検業務
4	小学校プール循環装置（砂式）保守点検業務
5	中学校プール循環装置（珪藻土式）保守点検業務
6	中学校プール循環装置（砂式）保守点検業務
7	小学校受水槽点検・清掃業務
8	中学校受水槽点検・清掃業務
9	小学校浄化槽清掃等業務
10	中学校浄化槽清掃等業務
11	小学校消防設備等保守点検業務
12	中学校消防設備等保守点検業務
13	小学校自家用電気工作物保安業務
14	松一小自家用電気工作物保安業務
15	中学校自家用電気工作物保安業務
16	新明小GHP点検業務（普通教室分）
17	新明小GHP点検業務（特別教室ほか分）
18	桜山小GHP点検業務
19	松山中及び東中GHP点検業務
20	小学校フロン排出抑制法定期点検等業務
21	中学校フロン排出抑制法定期点検等業務
22	南中自動ドア保守点検業務（校舎）
23	南中自動ドア保守点検業務（体育館）
24	小学校昇降機保守点検業務
25	高坂小エレベーター保守点検業務
26	大岡小及び新明小エレベーター保守点検業務
27	高坂小車いす用斜行型段差解消機保守点検業務
28	中学校昇降機保守点検業務
29	東中及び北中エレベーター保守点検業務
30	南中エレベーター保守点検業務
31	小学校警備業務
32	高坂小警備業務
33	中学校警備業務
34	小学校便器配管等清掃業務
35	中学校便器配管等清掃業務
36	桜山小校内除草業務
37	東中校庭等防塵用塩化カルシウム散布業務
38	中学校校庭等防塵用塩化カルシウム散布業務（松山中・南中・北中・白山中）
39	小学校建築物定期点検業務
40	中学校建築物定期点検業務

No.	業務名
41	小学校工作物健全度調査業務
42	中学校工作物健全度調査業務
43	小学校遊具等点検業務
44	中学校遊具等点検業務
45	小学校樹木剪定伐採業務
46	小学校剪定等対象樹木確認業務
47	中学校樹木剪定伐採業務
48	中学校剪定等対象樹木確認業務
49	小学校漏水調査業務
50	中学校漏水調査業務
51	小学校廃棄薬品処理業務（収集・運搬）
52	小学校廃棄薬品処理業務（処分）
53	小学校廃棄物処理業務
54	中学校廃棄薬品処理業務（収集・運搬）
55	中学校廃棄薬品処理業務（処分）
56	中学校廃棄物処理業務
57	小学校計量器検査業務
58	中学校計量器検査業務
59	小学校廃棄消火器処理業務
60	中学校廃棄消火器処理業務
61	小学校蜂の巣除去業務
62	中学校蜂の巣除去業務
63	小学校トリハロメタン検査業務
64	中学校トリハロメタン検査業務
65	小学校ホルムアルデヒド等検査業務
66	中学校ホルムアルデヒド等検査業務
67	小学校飲料水検査業務
68	中学校飲料水検査業務
69	小動物診察業務
70	階段昇降機等検査業務
71	小学校聴力測定器検査業務
72	中学校聴力測定器検査業務
73	小学校備品修理診断業務
74	中学校備品修理診断業務
75	小学校設備修理診断業務
76	中学校設備修理診断業務
-	小学校校舎等建築物修繕業務
-	中学校校舎等建築物修繕業務